

公募公告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

なお、本公募に係る契約締結は、当該業務に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

令和4年1月26日

独立行政法人労働者健康安全機構
契約担当役 理事 代田 雅彦

1 公募内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 調達件名 | タクシー供給業務 |
| (2) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで |
| (4) 事業の趣旨 | 労働者健康安全機構役職員が緊急及び用務等でタクシーを利用する目的で、実施業者を募集する。 |

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 当機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和1・2・3(平成31・32・33年度)の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業について関東運輸局長の認可を受け、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「神奈川県川崎市及び横浜市」の認可を受けた事業者で、営業車両を100台以上有していること。
- (6) タクシー事業者(以下「請負者」という。)に配車を申し込んだときは、指定した台数、時間および場所に配車すること。なお、配車を申し込んだから30分以内には配車可能であること。
- (7) 料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- (8) 本契約に係る事務手数料がかからないこと(料金後払いタクシーチケットの請求も含む。)

- (9) タクシーを使用し下車する際は、乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金等については車輛備え付けの運賃メーター等により確認できること。ただし、タクシーチケットは運賃を確認後、利用者自身が記入するものとする。
- (10) 請負者は利用者が使用した乗車券の利用枚数を月の末日で締め切り、乗車券に記載の金額を集計し、乗車券及び請求明細書を添付して、請求書とともに翌月10日迄に提出すること。
- (11) その他、本仕様書に記載されていない事項については、契約書及び請負者間の協議により実施することとする。

3 公募説明書の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

公告日から令和4年2月28日(月)までの9時30分から17時00分までとする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。

(2) 配付場所

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟2階
独立行政法人労働者健康安全機構 経理部契約課
電話 044-431-8634 (ダイヤルイン)
FAX 044-411-5530
メールアドレス keiyaku@honbu.johas.go.jp

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和4年2月28日(月)17時00分まで
- (2) 意思表示先 労働者健康安全機構 経理部契約課 小松
- (3) 意思表示方法 上記3(2)の配布場所に別紙様式を持参又は郵便により提出すること。なお、郵便により提出する場合は書留郵便により意思表示期限までに必着するよう送付しなければならない。また、電子媒体による提出は認めない。
- (4) 意思表示様式 別紙様式

5 その他

- (1) 公募の結果、必要書類を提出した者の中から、全要件に適合した全ての者と契約をすることとする。
- (2) その他の条件等は公募説明書による。